

2020年5月19日

大樹生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された 団体保険のお客さまの災害死亡保険金等の特別取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまへの災害死亡保険金等のお支払いについて、団体保険におきましても、既にご案内の個人保険と同様（※）、災害死亡保険金等のお支払いの対象として取り扱います。

※5月1日付大樹生命プレスリリース

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等の特別取扱いについて

○取扱い内容

団体定期保険、無配当医療保障保険（団体型）における災害保障特約、傷害特約等の特約について、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡等の支払事由に該当した場合（医師の診断書を必要とします）には、災害保険金等をお支払いの対象とします。

○対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含めて、5月20日以降適用します。

※なお、「新型コロナウイルス感染症」の状況を踏まえるとともに、政令において指定感染症の対象外になるなど災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで当取扱いを終了する場合があります。

ご参考：「新型コロナウイルス感染症」に関する特別取扱い

○新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20200318_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20200407_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等の特別取扱いについて

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20200501_3.pdf

以 上

<本件に関するお問合わせ先>

大樹生命保険株式会社

企画部 広報グループ

電話：03-6831-8051